

令和2年度 米子市児童文化センター外部評価実施要項

米子市福祉保健部こども未来局子育て支援課

1 趣 旨

米子市児童文化センター（以下「センター」という。）の点検・評価の一環として、管理業務、自主事業の企画及び実施等について外部評価を行い、児童の健全育成の推進に資することを目的とする。

2 評価項目

- ① センターの管理業務に対する基本方針及び目標に関すること。
- ② 事業計画に関すること。
- ③ センターの維持管理に関すること。
- ④ 職員体制に関すること。
- ⑤ その他必要と認める事項

3 評価方法

- ① 資料（下記の配布資料）による評価
- ② 実地調査・ヒアリングによる評価
- ③ 上記の評価等による統括的評価

4 実施期間

令和2年度第1回運営委員会から令和3年1月29日（金）までに評価票の各項目を評価していただき、第2回運営委員会にて結果の報告を予定

5 評価実施委員

米子市児童文化センター運営委員会委員 13名

6 会 場

米子市児童文化センター他

7 配布資料

- ① 【資料1】センターの概要
- ② 【資料2】令和元年度 センターの管理業務に関する事業報告書
- ③ 【資料3】児童文化センター条例及び同条例施行規則
- ④ 【資料4】令和元年度指定管理者に係る事務分担表
- ⑤ 【資料5】利用者アンケート集計
- ⑥ 公の施設の運営に対する外部評価票
- ⑦ 公の施設の運営に対する外部評価票（記載要領）

*提出期限：令和3年1月29日（金）

米子市児童文化センターの概要

1 施設の概要

- (1) 名称 : 米子市児童文化センター
(2) 所在地 : 米子市西町133番地
敷地面積 : 8094.79 平方メートル
※都市公園「湊山公園」を一部占有。
生涯学習課が平成28年4月から5カ年の占有許可申請を行う。

開館時間 午前9時30分～午後5時
午後5時以降に施設の使用希望がある場合、午後10時まで開館（有料）

休館日 毎週火曜日、祝日の翌日、年末年始（12月29日～1月3日）

2 本館施設

(1) 構造等

鉄筋コンクリート造一部鉄骨造陸屋根地上3階建て
建坪 : 1607.16 平方メートル
延坪 : 2248.95 平方メートル
着工 : 昭和56年12月25日
完成 : 昭和57年12月24日
開館 : 昭和58年3月1日
総事業費 : 717,930 (千円)
建物取得価格 : 661,300 (千円)

(2) 平成19年度～令和元年度実施の改修工事等概要

- 平成20年度
空調用冷却水配管改修工事、自家発電蓄電池取替工事
- 平成21年度
照明及び空調設備エコ改修設計
- 平成22年度
照明及び空調設備エコ改修工事、多目的ホール床張替工事
- 平成23年度
男女トイレ改修工事
- 平成26年度
雨水設備改修工事
- 平成27年度
多目的ホール屋根防水改修工事、ホワイエ照明設備改修工事
- 平成28年度
電気設備改修工事
- 平成29年度
多目的ホール屋根防水改修工事
- 平成30年度
外壁改修工事、塗装改修工事
- 令和元年度
プラネタリウム室機器等更新工事、エレベーター改修工事
- 令和2年度
駐車場増設工事、プレーパーク小屋新築工事

3 館内設備等

室名	面積	定員	主な設備
多目的ホール	376.47 m ²	400人	舞台設備、放送照明装置一式、グランドピアノ、音響設備 他
研修室	114.50 m ²	60人	卓球台4台、茶道具、畳 他
図書室	125.27 m ²		
移動図書館車	(※重要備品)		導入年度：平成4年
プラネタリウム室	114.44 m ² ドーム直径： 12m	85人	座席数：85席 (固定席80席、移動席5席) 投影設備：オルフェウス・ハイブリッド (株)五藤光学研究所 事業費：182,930千円 導入年：令和元年
ホワイエ	363.84 m ²		各種玩具、畳
第1クラブ室	125.27 m ²	36人	図工学習用具、米子ものづくり道場機材
第2クラブ室	80.12 m ²	30人	理科学習用具、米子ものづくり道場機材
第3クラブ室	74.80 m ²	30人	音楽学習用具、ピアノ
天体観測室	59.76 m ²		観察ドーム(直径4.5m) 天体望遠鏡 (株)五藤光学 15cm 据付型屈折赤道儀 昭和57年購入
駐車場		75台収容	
みなとやまプレーパーク	29.36 m ²		鉄骨造平屋建て 建築年度：令和2年

《指定管理者の管理業務》

指定管理者である一般財団法人米子市文化財団は、法令等を遵守し、次に掲げる米子市児童文化センターの管理業務を行う。

- ア センターの施設、設備及び器具（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。
 - ㊦ 施設等の保守点検、補修及び清掃
 - ㊧ 施設等の警備
 - ㊨ 施設等に係る経費（電気料金、ガス料金、水道料金、下水道使用料、電話料金等）の支払
 - ㊩ その他施設等の維持管理に関する業務
- イ センターの施設等の利用に関すること。
 - ㊦ 使用の許可（以下単に「使用許可」という。）に係る申請書の受付及び許可書の交付
 - ㊧ 各種届出書の受付
 - ㊨ センターの使用料（以下単に「使用料」という。）及びプラネタリウムの観覧料（以下単に「観覧料」という。）の徴収、減額、免除及び還付
 - ㊩ 利用者の応接
- ウ センターの利用の促進に関すること。
 - ㊦ 広報活動の実施
 - ㊧ 各種関連団体との連携及び当該連携の発展並びに当該団体との共催事業の企画及び実施
 - ㊨ イベント誘致等
- エ センターの設置目的に適合する自主事業の企画及び実施に関すること。
 - ㊦ プラネタリウムの投影及び天体観測設備を利用した事業の企画及び実施
 - ㊧ クラブ活動（通年クラブ及び短期クラブをいう。）の企画及び実施
 - ㊨ 図書室及び図書資料等を利用した事業の企画及び実施
 - ㊩ 移動図書館車を利用した巡回及び事業の企画及び実施
 - ㊰ みなとやまプレーパーク実行委員会との連携によるプレーパーク事業の企画及び実施
 - ㊱ 青少年関係団体の指導者の育成
 - ㊲ その他自主事業の積極的な企画及び実施
- オ その他センターの管理業務のうち、次に掲げるもの
 - ㊦ 管理業務の処理に必要な体制の整備
 - ㊧ 情報公開及び個人情報（米子市個人情報保護条例（平成17年米子市条例第23号）第2条第3号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護に関する措置
 - ㊨ 防犯対策、防災対策等の利用者の安全の確保に関する措置
 - ㊩ 事業報告書の作成及び提出
 - ㊰ 経営状況を説明する書類の作成及び提出
 - ㊱ センターの施設等のモニタリングに関する甲の指示に基づく確認並びに資料等の作成及び提出
 - ㊲ その他管理業務に関する庶務、経理等の事務
 - ㊳ そのほか管理業務に係る庶務、経理等の事務

令和2年4月30日

令和元年度米子市児童文化センターの管理業務に関する事業報告書

米子市長 伊木 隆司 様

名 称 一般財団法人 米子市文化財団
 報告者 所在地 米子市末広町293
 代表者氏名 理事長 杉原 弘一郎

管理業務の実施状況	<p>1 市民サービスの向上施策として次のとおり実施した。</p> <p>(1) プラネタリウム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 星空を特集したフリーペーパーの作成に協力した。 ・ 館内に利用者が多い際に臨時プラネタリウムを投影した。 ・ とりアート2019に協力してプラネタリウムイベントを実施し、PRを行った。 ・ 学習投影は、観覧者へフリーペーパーを配布し星への興味関心を喚起した。 ・ リニューアル工事前に「サヨナラプラネタリウム」の事業を実施した。 ・ リニューアル工事期間中の11月以降入り口前に最新の天文ニュース等を分かり易くまとめた掲示物を設置し、星空を楽しめるようにした。 <p>(2) 多目的ホール、研修室、クラブ室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 舞台及び研修室倉庫等の整理整頓を定期的実施し、利用者の便を向上させた。 <p>(3) 児童図書室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 読書週間に絵本に関連したイベントを開催した。 ・ 団体貸出しに司書が本を選ぶサービスをし、利便性を高めた。 ・ 古本市を3回開催し、リサイクル本を提供した。 ・ 読み聞かせボランティアの育成の講座を開催した。 ・ 展示や新刊本の入替を早めに行い、いつ来館されても何かしらの新しい発見と楽しみを提供した。 ・ 本の福袋を開催し、司書、プラネタリウム解説員、プレーパーク指導員等の専門性を生かした選書を行い、利用者へ楽しみと本との出会いを提供した。 <p>(4) ホワイエ（ロビー）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 昔遊びコーナーの拡充や木のおもちゃを追加した。 ・ 畳コーナーの表替えを実施した。 ・ 模様替えを行い、館内音楽を定期的に交換、表示板の交換、毎週1回のおもちゃの消毒を実施した。 <p>(5) クラブ活動事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サイエンスクラブでは、講義で使用した液体窒素を利用して、ホワイエでデモンストレーションを実施し、クラブ生以外にも科学に触れる機会を提供した。 ・ たのしい箏クラブでは秋に演奏会に出演し、演奏家の曲を聴くことで箏に対する興味を深めた。 ・ 倉敷藤花戦が米子で開催されることを記念して、プロの女流棋士をゲストに招いて将棋大会を開催した。 <p>(6) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティアと協力して、施設美化活動を実施した。 ・ 夏に美観と遮光のため、緑のカーテンをした。 ・ 2月末より新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として適宜アルコール消毒、各室の1時間ごとの換気を行った。 ・ 多数のインターンシップ生、職場体験の受け入れをした。 ・ ダラズFM、BSSラジオに定期的に出演し、広報を行った。 ・ プレーパーク事業は月1回テーマを設け、外遊びや道具の使い方の指導をした。 ・ 来館者に屋外でくつろいでもらうためベンチ、イスを設置した。 <p>2 施設管理業務は別紙1のとおり</p> <p>3 事業の実施状況は別紙2のとおり</p>
施設の利用状況	施設の利用状況は別紙3のとおり
使用料(利用料金)の収入実績	施設の使用料収入は別紙3のとおり

管理業務の実施状況

(1) 施設管理業務

実施月	除草	落葉処理	花木手入れ	遊具点検	主な事項
4月	○	○	○	○	ブックモバイルタイヤ新品に交換、草刈り作業（ボランティア美化作業日）、電気設備年次保守点検、エレベーター定期点検、冷房準備点検（空調機・全熱交換機・ポンプ等の点検・フィルター清掃）、ブックモバイル6ヶ月定期点検、屋外遊具点検、屋上点検、図書システムシステム変更
5月	○	○	○	○	エレベーター定期点検、ボイラー終了点検及び冷房切替点検、空調設備（冷房運転準備）定期点検、草刈り作業（ボランティア美化作業日）、ガラス清掃、1・2・3階床面洗浄、ワックス塗布清掃、屋外遊具点検、屋上の点検、屋外散水栓、多目的トイレ手洗い水栓修理、玄関自動ドア修繕
6月	○	○	○	○	駐車場進入路入口鎖修理、プラネタリウム保守点検、屋外遊具「吊り橋渡り」修繕、エレベーター定期点検、空調設備（エアコン・自動制御機器）点検及び修繕、電気設備年次保守点検、草刈り作業（ボランティア美化作業日）、屋外遊具「吊り橋渡り」ペンキ塗装、大雨後屋外及び屋上点検、図書システムパソコン修繕、屋外遊具点検、屋上の点検
7月	○	○	○	○	屋外草刈り作業、エレベーター定期点検、電気設備停電点検、屋上除草、除草剤散布、屋外遊具点検、屋上点検、大雨後屋外及び屋上点検、屋上除草、冷却塔薬注装置点検、1階ワックス清掃及び天体観測室・プラネタリウム室・多目的ホールカーペット清掃
8月	○	○	○	○	冷却塔薬注装置ホース交換修繕、エレベーター定期点検、台風前屋外点検、台風後点検及び、屋外遊具点検、屋上点検、電気設備改修工事及び電気設備年次保守点検、大雨後屋外点検
9月	○	○	○	○	公用車新車整備1ヶ月無料点検、消防用設備・非常用発電機点検、エレベーター定期点検、ベビチェア設置、草刈り作業（ボランティア美化作業日）、全館床面・図書室フローリング・多目的ホールステージワックス塗布清掃及びガラス清掃
10月	○	○	○	○	図書システム更新（消費税額改定のため）、NTT回線配線追加工事、エレベーター定期点検、ブックモバイル6ヶ月定期点検・整備、空調機器・全熱交換器・ポンプ等点検（冷房運転終了点検）及びフィルター清掃、電気設備年次保守点検、屋外遊具点検、屋上点検、ガス設備点検（ガス漏れ応急対応）、草刈り作業（ボランティア美化作業日）、プラネタリウム修理（スリッピング・ブラシ清掃）、屋外水道メーター交換、温水ボイラー点検（暖房運転開始前点検）
11月		○	○	○	天体観測室・天体望遠鏡保守点検、空調設備（パッケージエアコン、図書室系ファンコイル）点検、エレベーター定期点検、プラネタリウム設備更新工事着工（令和2年春まで予定）、屋外遊具点検、屋上点検、温水ボイラー設備不具合点検、ブックモバイルタイヤ交換
12月		○	○	○	エレベーター定期点検、電気設備年次保守点検、ボイラー不着火のため点検、プレッツ光回線工事、1階ホワイエ・事務室・研修室等ワックス塗布清掃、男性用トイレ排水管修繕、卓球台脚溶接修理、屋外遊具点検、屋上の点検
1月		○	○	○	電話回線不具合修理、エレベーター定期点検、事務室ブラインド修理、空調設備・暖房ボイラー設備定期点検、輪転機修理、屋外遊具点検、屋上点検
2月		○	○	○	エレベーター入替工事、消防用設備・非常用発電機点検、電気設備年次保守点検、多目的ホール・第3クラブ室ピアノ調律、図書システムサーバ及びバッテリー装置点検、屋外遊具点検、屋上点検
3月	○	○	○	○	エレベーター入替工事、駐車場台数増設工事、空調設備点検及び空調ボイラー調査、パッケージ用冷却塔修繕、ブックモバイルタイヤ交換、多目的ホール舞台吊物点検、エレベーター定期点検、書庫天井修繕、ガラスクリーニング及び全館ワックス清掃並びに図書室カーペットクリーニング、屋外遊具点検、屋上点検、ガス設備屋外漏洩点検・工事
その他	日常清掃業務、夜間機械警備業務、電気設備保守点検は2ヶ月に1回実施 エレベーター点検は毎月1回実施（令和2年2月～3月はエレベーター設備更新工事の為なし） 図書システムは年間保守、電気設備改修工事、倉庫天井修繕、プラネタリウム更新工事、駐車場増設工事				

(2) 事業の実施状況

別紙2

事業名		開催日	実施回数(回)	参加者数(人)	備考
プラネタリウム事業		通年	590	10,734	団体2,526人、個人8,208人 観覧料収入額 896,590円 (前年度1,271,260円)
天体観測室事業		通年	11	314	協力：よなご星の会
電子顕微鏡事業		7/21～8/18	35	75	協力：「電子顕微鏡のまち・米子市」推進協力会
クラブ活動		通年	158	4,853	合唱団、リコーダー、仲よしお茶、落語、たのしい箸、花あしらい、陶芸、バードウォッチング、将棋、工作、百人一首、サイエンス
児童図書室事業		通年 (開室日)	299	6,005	貸出冊数 個人31,665冊 団体10,331冊
出張事業	図書貸出	通年	138	1,554	小中学校特別支援学級への団体貸出し(29校) 貸出冊数 6,319冊
	天体観測会・工作・昔遊び・読み聞かせ・わらべうた	通年 (希望日による)	17	874	明道小学校へプラネタリウム出張講座等
プレーパーク事業		毎週日曜日	45	5,692	協力：みなとやまプレーパーク実行委員会
ボランティア事業		5/11、11/28	2	11	ボランティア初心者講習会等
ホワイエ(ロビー)事業		通年 (開館日毎日)	304	89,004	工作コーナー、木のおもちゃコーナー、昔遊びコーナー、キッズコーナー、将棋、ボードゲームコーナー等
月例行事	えほんとわらべうた	毎週水曜日	43	1,161	
	おはなしひろば	第3土曜日	11	175	
	おはなしのへや	第2日曜日	10	244	共催：朗読ボランティア火曜の会
	だくちるおはなし会	第4土曜日	11	236	共催：おはなしグループだくちる
	木のおもちゃクラブ初心者の日	第4水曜日	10	100	共催：木のおもちゃクラブもくもく
	ままこん おしゃべり会	第4水曜日	11	126	
主な主催事業	昔あそびをしよう!	毎週土曜日	47	1,040	
	外遊び親子サークル みいつけた!	月2回木曜日	19	213	
	おもちゃの病院	各月	12	207	協力：米子子どもアマチュア無線クラブ、米子工業高等専門学校等
	女性のための天文講座	4/18、7/18 10/24、1/30	4	44	
	こどもの読書週間しろくまちゃんのほっとけーき	4/21	1	32	
	春のセンター子ども大会 かぶと・こいのぼり・お面	5/3～5/5	3	229	
	春のセンター子ども大会 プラネタリウムと一緒に写真を撮ろう	5/3～5/5	3	168	
	春のセンター子ども大会 家族でわたがしを作ろう	5/4	1	163	
	春のセンター子ども大会 月と星のおはなし会	5/5	1	44	
	春のセンター子ども大会 影絵楽団「エソラゴト」公演	5/5	1	107	
裏千家のお茶体験	5/5、8/3	2	36		

事業名	開催日	実施回数(回)	参加者数(人)	備考	
主な 主催事業	わたを育てよう	5/19、9/23 10/6、11/17 12/8	5	144	第4回のみ連携：米子市立山陰歴史館
	ラジオプラネタリウム	5/24、6/28 8/11、11/1	4	45	
	マタニティプラネタリウム	5/27、7/8	2	21	
	ナイトプラネタリウム	7/13	1	15	
	子どもを守る！応急手当教室	6/9、11/16	2	75	共催：鳥取大学医学部学生ACLS部
	じどぶん古本市	6/23、9/8 2/23	3	383	
	七夕の夕べ・天体観測会	8/2	1	86	協力：よなご星の会
	夏休みちぎり絵教室	8/2	1	35	協力：がんび舎
	2019夏休み手づくり工作	8/4	1	164	共催：米子ものづくり道場、米子ものづくり 協力会議、米子ものづくり運営会議
	字幕付きプラネタリウム ～夏の星座～	8/17	1	59	協力：要約筆記の会「虹」
	天文ボランティア養成講座	10/19	1	1	
	「秋のお花」を見て・作って 楽しもう	10/20	1	18	
	読み聞かせボランティア初級講 座	10/21	1	19	
	プラネタリウム記念撮影会	10/28・30	2	37	
	家族でそば打ち体験	12/21	1	8	
	みんなでもちつきをしよう！	12/22	1	220	共催：まなびネットきずな、チルネット（こ どもネットワーク）
	家族でしめ縄教室	12/27	1	35	
	おしょうがつあそび	1/4～1/8	4	133	
	本の福袋	1/4～1/16	11	28	
米子市児童文化センタークラブ 合同発表会	2/22	1	216		
主な 共催事業	小さな宇宙のワクワク写真展	4/1～4/6	5	161	主催：米子市、「電子顕微鏡のまち・米子 市」推進協力会
	米子ものづくり道場 手づくりの へや	各月	10	158	主催：米子ものづくり協力会議、米子ものづ くり道場
	第17回鳥取県総合芸術文化祭・ とりアート2019	4/27・28	2	321	主催：鳥取銀河鉄道祭実行委員会他
	スペシャルマジックショー	5/3	1	200	主催：米子マジック同好会
	全国小学生倉敷王将戦鳥取県 予選	5/11	1	27	主催：日本将棋連盟鳥取県西部支部
	全国中学生選抜将棋選手権大 会	5/11	1	3	主催：日本将棋連盟鳥取県西部支部
	第18回名人戦全国一斉大盛解 説会	5/17	1	41	主催：日本将棋連盟鳥取県西部支部
	文部科学大臣杯 小・中学校将棋団体戦鳥取県予選	5/18	1	65	主催：日本将棋連盟鳥取県西部支部

事業名		開催日	実施回数(回)	参加者数(人)	備考
主な 共催事業	バラの育て方講習会	5/26・27 10/26・27	4	60	主催：米子バラ会
	バラ展	5/26・27 10/26・27	4	499	主催：米子バラ会
	木をつかって貯金箱を作ろう！	7/31・8/7	2	92	主催：木のおもちゃクラブもくもく
	夏休みこども将棋大会	8/11	1	105	主催：日本将棋連盟鳥取県西部支部
	孫もびっくり！コロコロ装置を作ろう	10/10	1	15	主催：NPO法人こども未来ネットワーク
	第27期倉敷藤花戦米子開催記念こども将棋大会	10/26	1	104	主催：日本将棋連盟鳥取県西部支部
	科学の工作ものづくりフェスト「偏光板万華鏡づくり」	11/2	1	21	主催：科学実験教室実行委員会
	米子ものづくり道場 手づくりボランティア講習	11/17	1	3	主催：米子ものづくり道場
クリスマスこども将棋大会	12/21	1	150	主催：日本将棋連盟鳥取県西部支部	
協力事業	電子顕微鏡観察会	通年	152	243	主催：「電子顕微鏡のまち・米子市」推進協力会
	米子ものづくりカフェ	通年	10	164	主催：米子ものづくり道場
	米子ものづくり道場木工クラブ	通年	11	79	主催：米子ものづくり道場
	院内学級おはなし会	通年	10	47	主催：鳥取大学医学部附属病院
	子育て親育て講座タムタムスクール	5～11月	10	648	主催：子育て親育て講座タムタムスクール実行委員会、共催：米子市こども相談課
	ぬいぐるみ病院	5/26	1	28	主催：鳥取大学ぬいぐるみ病院
	親子おもしろワクワク科学教室	8/10	1	62	主催：科学実験教室実行委員会
	ゲームに挑戦	8/17	1	80	主催：西部レクリエーション協会
	液体窒素で体験してみよう！	8/17	1	80	主催：Yonagoヒカリ☆マチアートプロジェクト実行委員会
	トキメキ算数教室2019	8/19・9/15	2	46	主催：米子高専数学同好会
	夏のおはなし会	8/21	1	31	主催：おはなしグループだくちる
	とっとり県民の日フェア2019	9/7	1	86	主催：鳥取県
	第8回米子歴史絵巻「下蚊屋の荒神神楽」	10/27	1	359	主催：米子市立山陰歴史館、米子市文化ホール
	第17回鳥取県総合芸術文化祭とアート2019	11/17・30	2	776	主催：鳥取県総合芸術文化祭実行委員会
第17回鳥取県総合芸術文化祭とアート2019	12/1	1	540	主催：鳥取県総合芸術文化祭実行委員会	
連携事業	星空コンサート	7/20	1	237	米子市淀江文化センター
	米子市文化財団フェスティバル	10/5	1	2,037	米子市文化財団施設連携事業
貸館事業	多目的ホール		136	9,177	※団体利用件数と人数
	研修室		119	12,069	
	第1クラブ室		65	1,044	
	第2クラブ室		54	744	
	第3クラブ室		38	590	

・プラネタリウム更新工事11/1～3/31

・新型コロナウイルス感染拡大防止のため2/29～自主事業中止

施設の利用状況

室名	利用者数(人)			
	幼児	小中高生	大人	合計
多目的ホール	3,370	2,777	5,877	12,024
研修室	4,175	11,790	13,391	29,356
第1クラブ室	275	1,338	1,690	3,303
第2クラブ室	75	1,007	880	1,962
第3クラブ室	904	1,799	1,956	4,659
図書室	1,120	1,499	3,386	6,005
天体観測室	48	173	202	423
プラネタリウム室	2,770	3,643	4,321	10,734
ホワイエ(ロビー)	20,090	25,454	43,460	89,004
プレーパーク(屋外)	1,766	2,067	2,803	6,636
出張事業(移動図書館車含む)	99	1,497	917	2,513
合計	34,692	53,044	78,883	166,619

使用料の収入実績

室名	使用許可件数(件)	有料件数(件)	使用料収入額(円)
プラネタリウム室	※1 10,734	※2 4,092	896,590
多目的ホール	136	20	232,106
研修室	119	31	102,624
合計	10,989	4,143	1,231,320

※1 プラネタリウム室の総観覧者数

※2 プラネタリウム室の有料観覧者数(総観覧者数の内)

改正	平成17年7月25日条例第212号	平成18年3月29日条例第4号
	平成19年3月28日条例第3号	平成19年3月28日条例第8号
	平成19年3月28日条例第12号	平成19年6月29日条例第44号
	平成24年3月28日条例第3号	平成25年12月25日条例第38号
	平成30年2月28日条例第2号	平成31年3月28日条例第2号
	令和元年12月25日条例第17号	

米子市児童文化センター条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、児童文化センターの設置及び管理に関する事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 児童の健全な育成を図るため、児童文化センターを次のとおり設置する。

名称	位置
米子市児童文化センター	米子市西町133番地

（事業）

第3条 米子市児童文化センター（以下「センター」という。）においては、次に掲げる事業を行う。

- (1) プラネタリウムの投映及び天体観測設備の利用に関すること。
- (2) 児童文化活動の推進に関すること。
- (3) 青少年関係団体の指導者の育成に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、児童の健全な育成を図るため必要な事業

（開館時間及び休館日）

第4条 センターの開館時間は、午前9時30分から午後5時までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

2 センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時の休館日を設けることができる。

- (1) 火曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の翌日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号の規定による休館日に該当する日を除く。）

3 第1項の規定にかかわらず、天体観測設備の使用時間については、市長が定める。

（使用許可）

第5条 センターの施設、設備又は器具（以下「施設等」という。）の全部又は一部を一括して使用しようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

3 市長は、前2項及び第7条の許可（以下「使用許可等」という。）をする場合において必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（使用許可等の制限）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可等をしないものとする。

- (1) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) センターの施設等を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 他人に危害を加え、又は迷惑を掛けるおそれがあると認められるとき。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理運営上支障があると認められるとき。

（特別設備等の制限）

第7条 第5条第1項の許可を受けた者又はセンターの施設等を利用する者（以下「利用者」という。）は、センターの施設若しくは設備に特別の設備をし、若しくはセンターの設備に変更を加え、又はセンターに備付けの器具以外の器具を持ち込んで使用しようとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

（目的外使用等の禁止）

第8条 使用許可等を受けた者（以下「使用者」という。）及び利用者は、使用許可等を受けた目的以外の目的にセンターの施設等を使用し、若しくは利用し、又はその使用の権利を譲渡してはならない。

（使用許可等の取消し等）

第9条 使用者は、使用許可等を受けた事項を取り消そうとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、使用者又は利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可等を取り消し、センターの施設等の使用若しくは利用を制限し、若しくは停止し、センターへの入館を拒否し、又はセンターからの退館を命ずることができる。

- (1) 第5条第3項の規定により付した条件に違反したとき。
- (2) 第6条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により使用許可等を受けたとき。
- (4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

（使用料等）

第10条 センターの使用料及びプラネタリウムの観覧料は、別表のとおりとする。

（使用料の納付）

第11条 使用者は、前条に定める使用料（以下「使用料」という。）を納付しなければならない。

2 使用料は、第5条第1項及び第2項の許可と同時に納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（観覧料の納付）

第12条 プラネタリウムを観覧しようとする利用者は、第10条に定める観覧料（以下「観覧料」という。）を納付しなければならない。

2 観覧料は、プラネタリウムを観覧する際、納付しなければならない。

（年間パスポート券の発行）

第12条の2 1年を通じてのプラネタリウムの観覧を促進するため、発行日から起算して1年間有効の観覧券（以下「年間パスポート券」という。）を発行する。

2 年間パスポート券の代金は、1枚につき1,800円とする。

3 年間パスポート券は、その表面の氏名欄に記載された者のみが利用することができる。

4 年間パスポート券の利用者は、第1項に規定する有効期間内においては、年間パ

スポーツ券を提示することにより、前条第1項の規定にかかわらず、観覧料を支払うことなくプラネタリウムを観覧することができる。

5 年間パスポート券は、第三者に譲渡し、又は貸与することができない。

6 既に発行された年間パスポート券は、払い戻さない。

(使用料等の減免)

第13条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料又は観覧料（以下「使用料等」という。）を減額し、又は免除することができる。

(使用料等の還付)

第14条 既に納付された使用料等は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に納付された使用料等の全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者の責めに帰すことのできない理由によりセンターの施設等を使用することができなくなったとき。

(2) 利用者の責めに帰すことのできない理由によりプラネタリウムを観覧することができなくなったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

(原状回復の義務)

第15条 使用者及び利用者は、センターの施設等の使用又は利用を終えたときは、直ちに、これを原状に回復しなければならない。第9条第2項の規定により使用許可等を取り消され、センターの施設等の使用若しくは利用を停止され、又はセンターからの退館を命ぜられたときも、同様とする。

(損害賠償の義務)

第16条 使用者及び利用者は、センターの施設等を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失したときは、直ちにその旨を市長に届け出て、市長が相当と認める損害を賠償しなければならない。

(遵守事項)

第17条 使用者及び利用者は、センターにおいては、規則で定める事項を遵守しなければならない。

(米子市児童文化センター運営委員会)

第18条 センターの事業に関する基本計画を協議するため、米子市児童文化センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

第19条 運営委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 青少年関係団体を代表する者

(2) 学識経験を有する者

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

第20条 運営委員会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、運営委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第21条 運営委員会の会議（以下この条において単に「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後初めての会議は、市長が招集する。

3 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、会議に出席している委員の過半数で決し、可否同数のときは、議

長の決するところによる。

5 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

第22条 前条に規定するもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、会長が運営委員会に諮って定める。

(指定管理者による管理)

第23条 市は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、センターの管理に関する次に掲げる業務を行わせることができる。

(1) 児童の健全な育成を図るため必要と認められる事業の企画及び実施に関すること。

(2) センターの施設等の維持管理に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理に関する業務のうち、市長に専属する権限に基づく事務を除くもの

(指定管理者による開館時間及び休館日の変更等)

第24条 指定管理者は、市長の承認を受けて、第4条第1項に規定する開館時間及び同条第2項に規定する休館日を変更することができる。

2 指定管理者は、市長の承認を受けて、天体観測設備の使用時間を定めることができる。

(指定管理者による使用許可等)

第25条 指定管理者は、その業務として使用許可等に関する事務を行うものとする。

この場合において、第5条から第7条まで及び第9条の規定の適用については、これらの規定(これらの規定の適用に係る規則の規定を含む。)中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者による使用料等の收受等)

第26条 第23条の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合において、使用者及びプラネタリウムを観覧しようとする利用者は、第11条第1項又は第12条第1項の規定にかかわらず、使用料等を当該指定管理者に支払わなければならない。

2 前項の場合における使用料等の額は、指定管理者が、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。当該承認を受けた使用料等の額を変更しようとするときも、同様とする。

3 第1項の規定により指定管理者に支払われた使用料等は、当該指定管理者に、その収入として收受させる。

4 指定管理者は、市長が認める場合に限り、使用料等を減額し、又は免除することができる。

5 指定管理者は、市長が認める場合に限り、既に收受した使用料等の全部又は一部を還付することができる。

(指定管理者による年間パスポート券の発行)

第27条 指定管理者は、市長の承認を受けて、年間パスポート券を発行することができる。

2 前項の規定により年間パスポート券を発行する場合における当該年間パスポート券の代金の額は、指定管理者が、第12条の2第2項に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。当該承認を受けた年間パスポート券の代金の額を変更しようとするときも、同様とする。

3 第1項の規定による年間パスポート券の発行の際に指定管理者に支払われた年間パスポート券の代金は、当該指定管理者に、その収入として收受させる。

4 前3項に定めるもののほか、第1項の規定により発行した年間パスポート券及び

その利用者に関する事項は、第12条の2第3項から第6項までの規定の例によるものとする。

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項（第22条の規定により定めるものを除く。）は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年3月31日から施行する。

附 則（平成17年7月25日条例第212号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成18年3月29日条例第4号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月28日条例第3号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月28日条例第8号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月28日条例第12号）

1 この条例は、平成19年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の米子市児童文化センター条例別表第1号の規定は、この条例の施行の日以後における同号の表に掲げる施設の使用（この条例の公布の日以後に使用許可申請をしたものに限る。）に係る使用料について適用する。

附 則（平成19年6月29日条例第44号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の米子市児童文化センター条例第18条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に委嘱する委員について適用する。

附 則（平成24年3月28日条例第3号抄）

(施行期日)

第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、附則第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第9条第1項、第10条第1項、第11条第1項、第12条第1項、第13条第1項、第14条第1項、第15条第1項、第16条第1項、第17条第1項、第18条第1項、第19条第1項、第20条第1項、第21条第1項、第22条第1項、第23条第1項、第24条第1項、第25条第1項、第26条第1項、第27条第1項、第29条第1項、第30条、第31条第1項、第32条第1項、第33条第1項、第34条第1項、第35条第1項、第36条第1項、第37条第1項、第38条第1項、第39条第1項、第40条第1項、第41条第1項、第42条第1項、第43条第1項、第44条第1項、第45条第1項及び第46条第1項の規定は、公布の日から施行する。

(米子市児童文化センター条例の一部改正に伴う経過措置)

第39条 第41条の規定による改正後の米子市児童文化センター条例（以下この条において「改正後の条例」という。）第6条第4号の規定は、施行日以後における米子市児童文化センターの施設、設備又は器具の使用に係る許可（公布日以後に当該許可について申請がされたものに限る。）について適用する。

2 改正後の条例第9条第2項第2号の規定は、この条例の施行の際現に第41条の規

定による改正前の米子市児童文化センター条例第5条第1項の許可を受けている者に対しても適用する。

附 則（平成25年12月25日条例第38号抄）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（米子市美術館条例及び米子市児童文化センター条例の一部改正に伴う経過措置）

第10条 第33条の規定による改正後の米子市美術館条例別表の規定及び第34条の規定による改正後の米子市児童文化センター条例別表の規定は、平成26年度以後の会計年度に属する使用料又は観覧料について適用し、平成25年度以前の会計年度に属する使用料又は観覧料については、なお従前の例による。

附 則（平成30年2月28日条例第2号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（米子市児童文化センター運営委員会の委員に関する経過措置）

3 この条例の施行の際現に第4条の規定による改正前の米子市児童文化センター条例（以下「改正前の児童文化センター条例」という。）第18条第3項の規定により委嘱された米子市児童文化センター運営委員会の委員である者は、この条例の施行の日に、第4条の規定による改正後の米子市児童文化センター条例（以下「改正後の児童文化センター条例」という。）第19条第2項の規定により米子市児童文化センター運営委員会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、当該米子市児童文化センター運営委員会の委員に委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、同日における改正前の児童文化センター条例第18条第3項の規定により委嘱された米子市児童文化センター運営委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

（米子市児童文化センターの管理を行う者に対する承認に関する経過措置）

4 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき米子市児童文化センターの管理を行わせる者として指定した者に対し、改正前の児童文化センター条例第20条第1項及び第2項並びに第22条第2項、第4項及び第5項の規定により教育委員会が行った承認（この条例の施行の際現に効力を有するものに限る。）は、改正後の児童文化センター条例第24条第1項及び第2項並びに第26条第2項、第4項及び第5項の規定により市長が行ったものとみなす。

附 則（平成31年3月28日条例第2号抄）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（米子市児童文化センター条例の一部改正に伴う経過措置）

第5条 第8条の規定による改正後の米子市児童文化センター条例別表の規定は、施行日以後における施設、設備若しくは器具の使用に係る使用料（施行日以後に納入の通知を行うものに限る。）又は施行日以後におけるプラネタリウムの観覧に係る観覧料について適用する。

附 則（令和元年12月25日条例第17号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第10条、第26条関係）

（1）使用料

使用時間	午前9時30分から	午後1時から	午前9時30分から
施設	正午まで	午後5時まで	午後5時まで
多目的ホール	3,430円	5,500円	8,930円
第1研修室	680円	1,100円	1,780円

第2研修室

680円

1,100円

1,780円

備考

1 この表の使用時間の項に定める時間を超えて使用する場合又は同項に定める時間外に使用する場合における当該使用する時間1時間（当該超えて使用する時間又は当該時間外に使用する時間のそれぞれにつき、当該使用する時間の全時間が30分未満であるときはその全時間を切り捨て、当該使用する時間に30分以上の端数があるときはその端数を1時間に切り上げる。）当たりの使用料の額は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 多目的ホール 2,050円

(2) 第1研修室 410円

(3) 第2研修室 410円

2 冷房設備又は暖房設備を使用する場合における使用料の額は、この表（前項の規定を含む。）に基づき算出した使用料の額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額を当該使用料の額に加算した額とする。

(1) 冷房設備を使用するとき。 100分の50

(2) 暖房設備を使用するとき。 100分の30

3 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

(2) 観覧料

区分	観覧料の額	
	個人	20人以上の団体
小学生、中学生及び高校生	50円	1人につき 40円
一般	500円	1人につき 350円

備考

1 この表において「小学生」とは、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）及び特別支援学校の小学部の児童をいう。

2 この表において「中学生」とは、中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）及び特別支援学校の中学部の生徒をいう。

3 この表において「高校生」とは、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）及び特別支援学校の高等部の生徒並びに高等専門学校の学生（第3学年までの者に限る。）をいう。

平成30年3月30日規則第19号
令和2年3月27日規則第11号

米子市児童文化センター条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、米子市児童文化センター条例（平成17年米子市条例第76号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（職員）

第2条 米子市児童文化センター（以下「センター」という。）に、次に掲げる職員を置く。

- (1) 館長
- (2) 副館長
- (3) 前2号に掲げる者のほか、必要な職員

（職務）

第3条 館長は、センターの事務を掌理し、職員を指揮監督する。

2 副館長は、館長を補佐し、館長に事故があるとき、又は館長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 職員（館長及び副館長を除く。）は、上司の指示を受けてセンターの事務に従事する。

（許可の申請）

第4条 条例第5条第1項若しくは第2項又は第7条の許可（以下「使用許可等」という。）を受けようとする者は、児童文化センター使用（変更）許可申請書（別記様式第1号）又は児童文化センター特別設備等（変更）許可申請書（別記様式第2号）を市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、使用許可等を行うに当たり必要と認める書類を添付させることができる。

（許可書の交付）

第5条 市長は、使用許可等をしたときは、児童文化センター使用（変更）許可書（別記様式第1号。第9条第4項において「使用許可書」という。）又は児童文化センター特別設備等（変更）許可書（別記様式第2号）を申請者に交付する。

（使用等の取消しの届出）

第6条 条例第9条第1項の規定による届出は、児童文化センター使用（特別設備等）取消届出書（別記様式第3号）により行うものとする。

2 前項の届出書には、当該届出に係る事項に関し前条の規定により交付を受けた許可書を添付しなければならない。

（観覧券の交付）

第7条 条例第12条第1項の規定により観覧料を納付した者に対しては、観覧券（別記様式第4号）を交付するものとする。

（年間パスポート券の発行）

第7条の2 条例第12条の2第1項に規定する年間パスポート券の発行を受けようとする者は、市長にその旨を申し出て、年間パスポート券の表面の氏名欄に利用者の氏名を記載しなければならない。

2 年間パスポート券の様式は、別記様式第4号に定めるとおりとする。

3 市長は、年間パスポート券を発行する場合又は年間パスポート券の利用者がプラネタリウムを観覧する場合において、必要があると認めるときは、その者に対し、

ネタリウムを観覧する場合において、必要があると認めるときは、その者に対し、本人であることを証する書面の提示を求め、又は本人であることを確認するための質問をすることができる。

(使用料等の減免)

第8条 条例第13条の規定により使用料又は観覧料（次項並びに次条第1項及び第3項において「使用料等」という。）の減額又は免除をすることができる場合及びその額は、別表に定めるとおりとする。

2 条例第13条の規定による使用料等の減額又は免除を受けようとする者は、児童文化センター使用料（観覧料）減免申請書（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が別に定める場合は、この限りでない。

(使用料等の還付)

第9条 条例第14条ただし書第1号又は第2号の規定に該当するとして、同条ただし書の規定により既に納付された使用料等（以下この項及び次項において「既納使用料等」という。）を還付する額は、当該既納使用料等の全額とする。

2 条例第14条ただし書第3号の規定に該当するとして、同条ただし書の規定により既納使用料等を還付する場合は使用者が使用日前7日までに使用の取消しを申し出た場合とし、既納使用料等を還付する額は当該既納使用料等の100分の80に相当する額の範囲内の額とする。

3 条例第14条ただし書の規定による使用料等の還付を受けようとする者は、児童文化センター使用料（観覧料）還付申請書（別記様式第6号）を市長に提出しなければならない。

4 前項の申請書には、使用許可書又は第7条の観覧券を添付しなければならない。

(遵守事項)

第10条 条例第17条の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 条例及びこの規則に違反しないこと。

(2) 市長が条例第5条第3項の規定により付した条件に違反しないこと。

(3) 他人に危害を加え、又は迷惑を掛けないこと。

(4) センターの施設、設備又は器具（以下「施設等」という。）を汚損し、損傷し、滅失し、若しくは紛失し、又はこれらのおそれのある行為をしないこと。

(5) 使用許可等を受けたセンターの施設等以外のものを使用しないこと。

(6) 壁、柱等に張り紙、くぎ打ち等をしないこと。

(7) 所定の場所以外の場所において飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。

(8) 所定の場所以外の場所に出入りしないこと。

(9) 市長の指定する者の指示に従うこと。

(10) 火気の使用に当たっては、責任者を定めて火災予防に努め、その後始末をすること。

(11) センターの施設等の使用又は利用を終えたときは、当該使用し又は利用した場所を清掃し、当該施設等を整理整頓して、直ちに原状に回復すること。

(12) センターの施設等の使用又は利用に係る事故の責任については、使用者又は利用者が負うこと。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月27日規則第11号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

区分	減額又は免除をすることができる場合	減額又は免除をする額
----	-------------------	------------

使用料	市長が特に必要があると認める場合	必要と認める額
観覧料	市内の小学校又は中学校の学習活動として小学生又は中学生が引率されて観覧する場合	条例別表第2号に規定する観覧料の全額
	市長が特に必要があると認める場合	必要と認める額

備考

- 1 この表における「小学校」には、義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含むものとする。
- 2 この表における「中学校」には、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含むものとする。
- 3 この表における「小学生」及び「中学生」とは、それぞれ、条例別表第2号の表の備考第1項に規定する小学生及び同表の備考第2項に規定する中学生をいう。

2020.4.1

米子市児童文化センター事務分担表	館長 津田 正博	
	副館長 前崎 美穂	
担 当 事 務	担当者	補助者
児童文化センターの総括に関する事 児童文化センターの管理・運営に関する事 評議員会、理事会、運営委員会に関する事 子どもの諸問題への対応に関する事 他の所管に属さない事項に関する事 関係機関との連携に関する事	津田館長	前崎副館長
事業計画の策定・運営に関する事 事業報告等に関する事 職員の勤務表に関する事 職員の研修に関する事 情報公開・個人情報保護に関する事 ファイル管理に関する事 消防・防災に関する事	前崎副館長	赤崎主幹兼統括司書
予算の編成及び執行に関する事 予算経理(収入・支出)に関する事		塚田指導補助員
図書室の管理運営に関する事 図書室情報システムに関する事 市立図書館・学校図書館との連携に関する事 ブックスタート支援に関する事 選書委員会に関する事 図書の発注、廃棄及びリクエストに関する事 寄贈・寄付に関する事 図書室の維持管理に関する事 ボランティアに関する事 体験学習・OJT等の受け入れに関する事	赤崎主幹兼統括司書	雑賀司書
プラネタリウムの投影に関する事 プラネタリウム機器の維持管理に関する事 プラネタリウムの投影素材制作に関する事 パソコンの保守維持管理に関する事 天文学の普及活動に関する事 天体観測室の維持管理に関する事 おもちゃの病院に関する事 顕微鏡事業に関する事	森山指導員	井田・山下・船岡
天体観測会に関する事 出張事業(天体観測)に関する事 連携事業に関する事 ものづくり道場に関する事 出張事業(工作・遊び)に関する事 子ども会青少年団体の受け入れに関する事 施設の保全、修繕及び修繕計画に関する事 外構の維持管理に関する事 幹事会に関する事		井田指導員 富田指導補助員
図書の整理・受入れに関する事 読書活動に関する事 図書室事業に関する事 書庫の維持管理に関する事 図書だよりに関する事 わらべうた事業に関する事 出張事業(読み聞かせ)に関する事 ままこん、子育て支援事業に関する事 タムタムスクール事業に関する事	雑賀司書	赤崎主幹兼統括司書

担 当 事 務	担 当 者	補 助 者
プラネタリウムでのコンサートなどの企画に関すること 主催・共催・協力事業に関すること 指導者養成講座に関すること	山下指導員	井田指導員
備品の管理に関すること 保管庫の維持管理に関すること 研修室の維持管理に関すること ホワイエの維持管理に関すること 館内工作に関すること 遺失物の管理に関すること		前崎副館長
月例報告に関すること 電子文書取扱い事務に関すること 利用申請の受付・貸館に関すること	富田指導補助員	前崎副館長 塚田指導補助員
車庫の維持管理に関すること 移動図書館車の運行及び運営に関すること 屋外遊具点検に関すること 昔あそびをしように関すること プレーパークに関すること		雑賀司書 井田指導員 山下指導員
クラブ活動の企画運営に関すること クラブ活動の運営に関すること クラブ室の維持管理に関すること 環境事業に関すること(リサイクル業務・計量など)	船岡指導補助員	山下指導員 塚田指導補助員
多目的ホールの維持管理に関すること		森山指導員・井田指導員
金銭及び物品の出納に関すること 小口現金に関すること	塚田指導補助員	前崎副館長
広報紙作成に関すること(行事案内、市報など)		井田指導員
広報配布に関すること 報道機関等への情報提供に関すること[市政記者室等]		森山指導員・井田指導員
ホームページに関すること 文書の取り扱い事務に関すること		雑賀司書

【米子市児童文化センター職員名簿】

職 名	氏 名	職 名	氏 名
館 長	津田 正博	司書	雑賀 潤樹
副館長	前崎 美穂	指導員	山下 のぞみ
主幹兼統括司書	赤崎 直子	指導補助員	富田 敬次
指導員	森山 慶一	指導補助員	船岡 麻衣
指導員	井田 裕康	指導補助員	塚田 真優

米子市児童文化センター利用者アンケート集計

米子市児童文化センターの今後の運営の充実のため、R2年4月1日～R2年8月31日に来館利用者の方へ無記名でアンケートを実施した。

回収総数 25 件

1 あなた自身のことをお聞かせください。

性別 女性 (16名) 男性 (7名)

年齢 小学生 (9名) 中学生 (1名)
20代 (1名) 30代 (4名) 40代 (4名)
50代 (1名) 60代 (0名) 70代以上 (3名)

職業 主婦 (3名) 会社員 (8名) 自営業 (0名) 公務員 (0名)
学生 (5名) アルバイト (0名) その他 (4名)

お住まい 米子市内 (18名) 米子市以外の鳥取県西部 (3名) 鳥根県東部 (1名)
鳥取県中部 (0名) 鳥取県東部 (0名) その他 (0名)

同伴者 幼児 9名 (1人同伴3名) (2人同伴5名) (3人同伴0名) (4人以上1名)
小中高 12名 (1人同伴6名) (2人同伴6名) (3人同伴0名) (4人以上0名)
大人 17名 (1人同伴7名) (2人同伴7名) (3人同伴3名) (3人以上0名)

来館頻度 初めて (2名)
ほぼ毎日 (0名)
週に (1回程度 1名) (2回程度 0名) (3～4回程度 0名)
月に (1回程度 6名) (2回程度 3名) (3～4回程度 0名)
年に (1回程度 0名) (2回程度 4名) (2・3回程度 1名) (3～6回程度 1名)
その他 (3回目 1名)

2 あなたが今回、利用された場所を選んでください。(複数回答可)

- ・ 3階天体観測室 (18名)
- ・ 多目的ホール (14名)
- ・ ホワイエ(玄関ロビー) (6名)
- ・ 屋外(プレーパーク・前庭) (6名)
- ・ その他 (4名)
- ・ プラネタリウム室 (1名)
- ・ 図書室 (1名)
- ・ 1階研修室 (0名)
- ・ 2階クラブ室 (0名)

3 利用の目的は何ですか。(複数回答可)

- ・イベント参加 (17名)
- ・プラネタリウム観覧 (5名)
- ・子どもを遊ばせるため (2名)
- ・卓球 (0名)
- ・図書室利用 (0名)
- ・ただなんとなく (0名)

4-① 催しへの参加などで来館されて、お感じになった満足度を記入して下さい。

	満足	やや満足	普通	やや不満	不満	分からない
職員の接客対応の良さ	16	3	1	0	0	0
安全管理に対する意識の高さ	16	3	1	0	0	0
施設の清潔さ・整理整頓	14	5	0	1	0	0
案内表示の分かりやすさ	13	5	2	0	0	0
各部屋の設備内容	15	3	2	0	0	0
利用しやすい料金設定	16	3	1	0	0	0
図書や遊び道具の内容	7	2	2	1	5	0

4-② あなたは、今後この施設にどのような運営を一番望みますか。一つだけ選んでください。

- 新たなイベント等の開催 (10名)
- 図書や遊び道具の更なる充実 (6名)
- 情報発信 (2名)
- その他(具体的に) (2名) (内訳：空調、気軽に来館できること)
- 施設の設備・器具の更なる充実 (1名)
- 清掃・美観の維持 (1名)
- 予約・申請手続きの時間短縮と簡素化 (1名)
- 幼児が遊べるスペースの拡充 (0名)
- 利用時間の延長 (0名)
- 環境へ配慮した施設運営の実現 (0名)
- 低い施設利用料金の設定 (0名)
- 不明 (6名)

5 当施設の総合的な印象について一つだけ回答してください。

- 期待以上によかった (10名)
- 期待どおりだった (8名)
- まあまあだった (1名)
- 特に感じない (0名)
- 良くなかった (0名)

6 その他お気づきのことがありましたら、ご自由にお書きください。

- ・換気に気をつけて、また車など、子どもに関する行事をしてほしい。(30代・女性・会社員)
- ・きれいだった、また来たい。(女性)
- ・初めて訪れました。期待以上の星空観測ができ感動しました。子どもにとって一生のものとなりました。もっと星について知りたいと思いました。(30代・女性・主婦)
- ・説明もわかりやすく、子ども(幼児)も楽しく参加できました。子どももこちらのお陰で星に興味を持ち、小学館の図鑑も購入しました。また参加させてもらえたらと思います。(40代・女性・主婦)
- ・貴重な体験でした。ちょうど子どもたちも星に興味のあるときだったし、自分も好きなので家族みんなで楽しむ、そして勉強になりました。星は見上げればわかるので、今日教えてもらったことを思い出しながらこれから毎日楽しく見れます。(40代・女性・会社員)
- ・星の観測ができてよかった。(40代・女性・会社員)

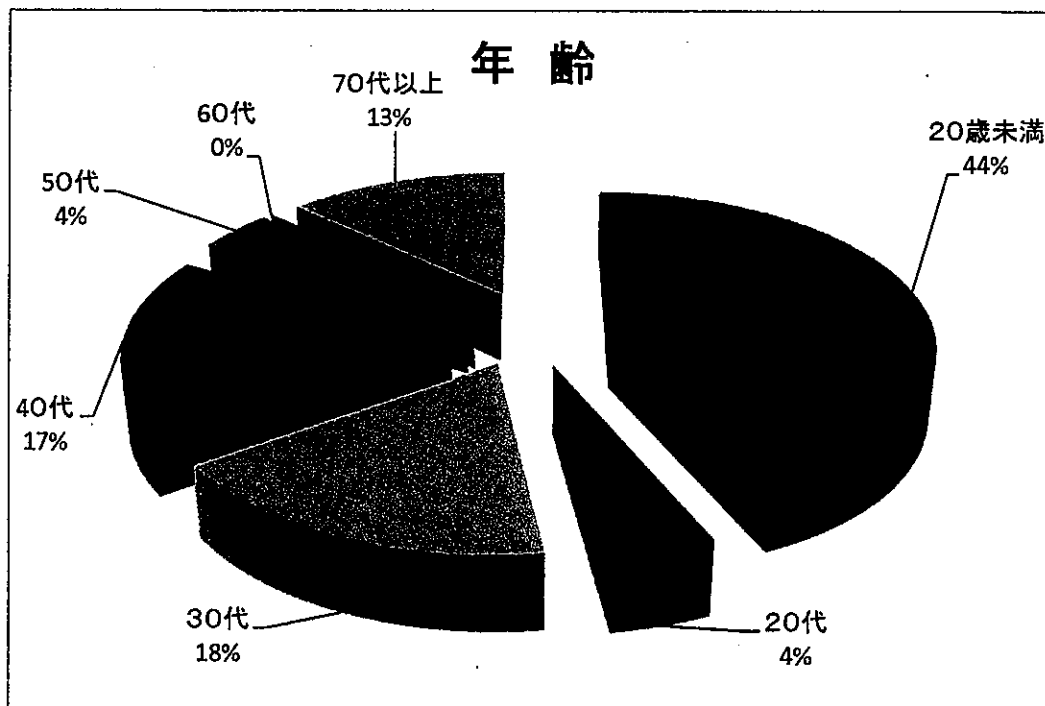
米子市児童文化センター 利用者アンケート集計

R2・4. 1～R2・8. 31分アンケート

回答総数件 25件

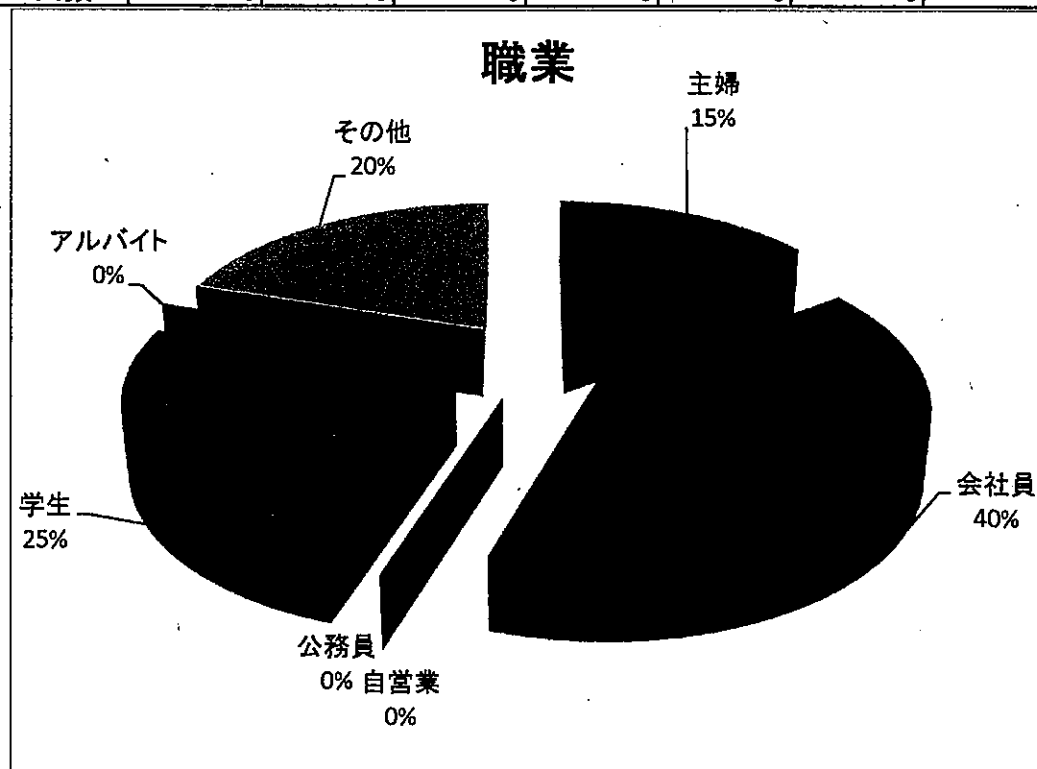
1 アンケート回答者の年齢構成

年齢	20歳未満	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上
人数(人)	10	1	4	4	1	0	3



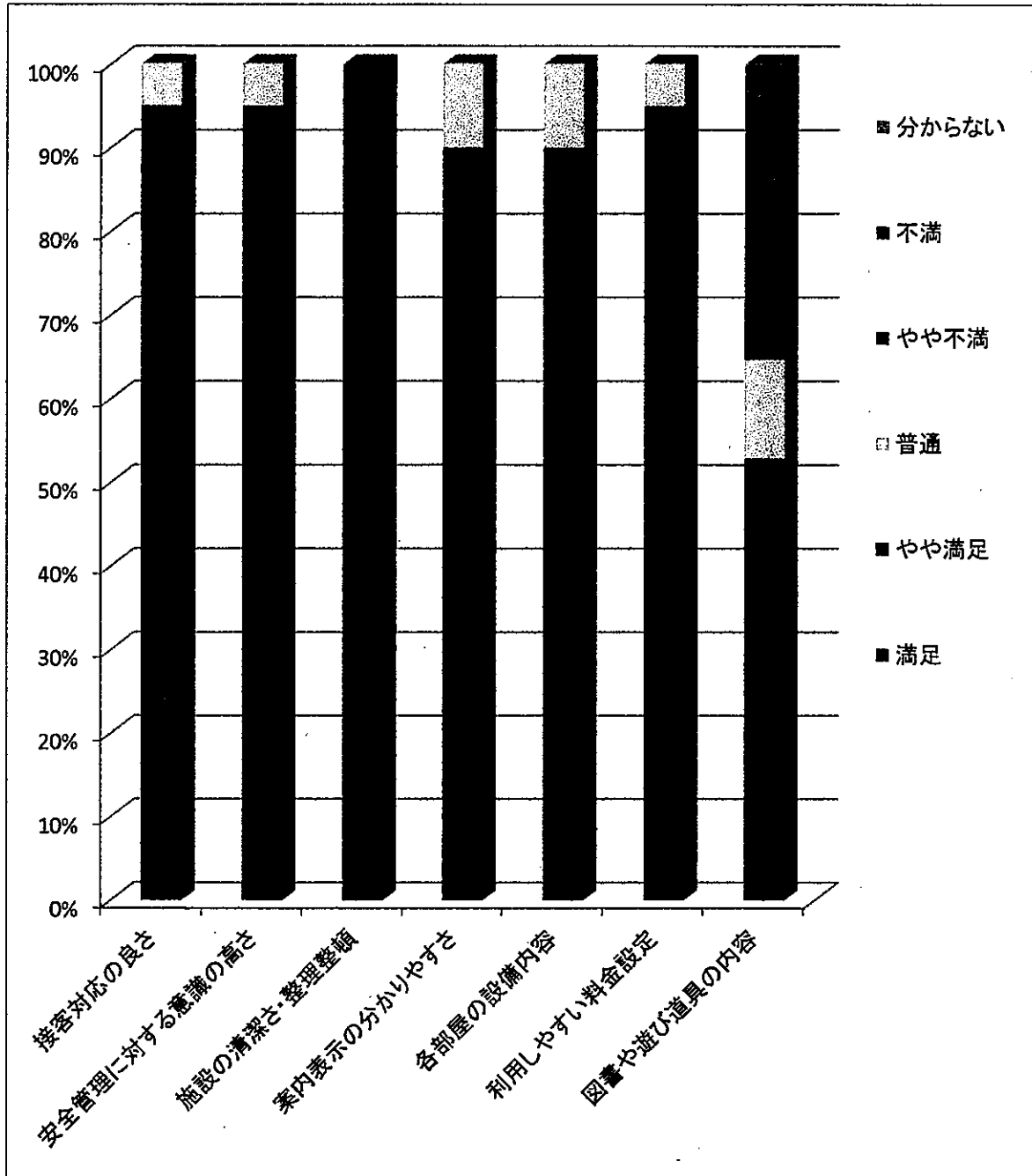
2 アンケート回答者の職業構成

職業	主婦	会社員	自営業	公務員	学生	アルバイト	その他
人数	3	8	0	0	5	0	4



3 アンケート回答者の満足度

	満足	やや満足	普通	やや不満	不満	分からない
接客対応の良さ	16	3	1	0	0	0
安全管理に対する意識の高さ	16	3	1	0	0	0
施設の清潔さ・整理整頓	14	5	0	1	0	0
案内表示の分かりやすさ	13	5	2	0	0	0
各部屋の設備内容	15	3	2	0	0	0
利用しやすい料金設定	16	3	1	0	0	0
図書や遊び道具の内容	7	2	2	1	5	0



センターの運営に対する外部評価票

提出用

所 属

令和2年度（5年/10年）

所 管 課
子育て支援課

氏 名

施設の名	米子市児童文化センター	法人等の名	一般財団法人 米子市文化財団	法人等の所	米子市末広町293番地
管理業務の範囲	・維持管理・事業実施	使用許可事務	代行	利用料金制度	採用
				指定の期間	10年
				選定方法	指名指定

評価基準	評 価					特に優れ、又は劣っている点
	優	やや優れている	普通	やや劣っている	劣	
1 センターの管理業務に対する基本方針及び目標に関すること						
(1) 条例等に基づく施設の基準を理解し、遵守されているか。	A	B	C	D	E	
(2) 職員は基本方針を理解し、目標達成のため、意欲的に仕事をしているか。	A	B	C	D	E	
(3) 事業ごとに具体的な目標を設定しているか。	A	B	C	D	E	
2 事業計画に関すること。						
(1) 子どもや子どもに関わる大人たちのニーズを把握し、時代に対応した魅力ある事業計画を立案しているか。	A	B	C	D	E	
(2) 地域づくりのための課題を把握しているか。地域の青少年に関わる指導者の育成に寄与しているか。	A	B	C	D	E	
(3) センターをボランティア活動の場のひとつとして提供し、また事業計画の内容を理解しボランティアと協働して実施しているか。	A	B	C	D	E	
(4) ホームページの開設等、インターネットを活用した幅広い広報活動を実施しているか。また、報道機関や各種団体と連携・協力して事業の情報提供しているか。	A	B	C	D	E	
(5) 使用者・利用者の要望を把握し、実現に向けて取り組む姿勢があるか。	A	B	C	D	E	
(6) 個人情報保護のための適切な措置を講じているか。	A	B	C	D	E	
3 施設の維持管理に関すること。						
(1) 施設の設備等は十分なものか。また、快適な活動空間を提供しているか。	A	B	C	D	E	
(2) 防犯、防災またはその他の緊急事態に対する措置を講じているか。	A	B	C	D	E	
4 職員体制に関すること						
(1) 職員の資質・能力の向上を図るための外部の研修の機会を確保しているか。また、自己研鑽を積んでいるか。	A	B	C	D	E	
(2) 業務に係る各職員の事務分担は適切か。	A	B	C	D	E	
(3) 職員の接遇は十分なものか。使用者・利用者等の立場に立った応接をしているか。	A	B	C	D	E	
総合評価	A	B	C	D	E	

<p>【備考】 その他お気づきの点 をお書きください。</p>	
---	--

来館日	評価事項